

お問い合わせ先

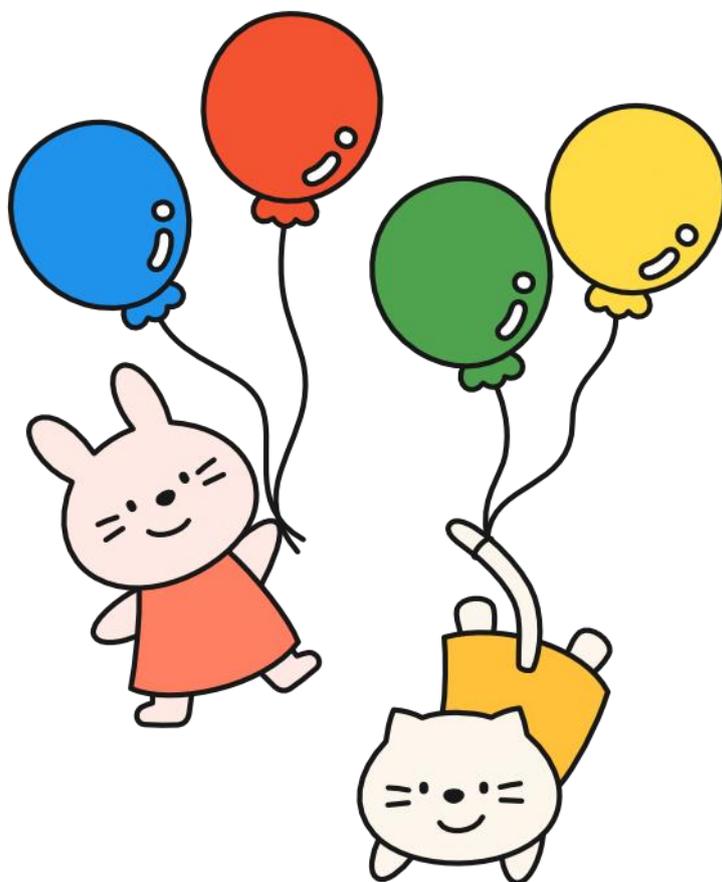
清水口保育園（キッズ） 〒270-1435 清水口 2-8-1 Tel.047-491-8082

南山保育園（くれよん） 〒270-1423 南山 1-7-1 Tel.047-491-1413

複合型子育て支援施設 〒270-1431 根 476-1 Tel.047-404-3290

令和 7（2025）年 4 月版

# ▶ 一時保育利用のご案内 ◀



ご利用になる皆様へ

この「白井市一時保育利用のご案内」は、一時保育を利用するうえで重要な書類です。

必ずよくお読みいただき、ご理解されたうえで申請ください。また、ご利用が終了するまで、大切に保管ください。



利用の申請は予約システム（LINE）から

**アカウント名：白井市 ID：shiroi\_city**

# 目次

## 一時保育事業について

1. 利用できるお子さま・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・01
2. 利用できる理由と限度日数・・・・・・・・・・・・・・・・01
3. 施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・02
4. 施設の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・02

## 申請について

1. 事前面談から利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・03
2. 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・04
3. 継続的に家庭保育が困難であることを証する書類の例・・・・・・・・04
4. 身分事項などに変更がある場合の手続きについて・・・・・・・・04

## 費用について

1. 費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・05
2. 費用の納入について・・・・・・・・・・・・・・・・05

## 幼児教育・保育の無償化について

1. 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・06
2. 保育を必要とする事由を証する書類・・・・・・・・06
3. お子さまや世帯の状況により必要となる書類・・・・・・・・07
4. マイナンバー確認資料・・・・・・・・・・・・・・・・08
5. 保育を必要とする事由に変更がある場合の手続きについて・・・・・・・・08
6. 現況届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・09

## 施設からのお知らせ

1. 用意するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2. 弁当について（持参する場合）・・・・・・・・010
3. 服装について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

## 地域の子育て支援

1. ファミリー・サポート・センター・・・・・・・・012
2. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいのひろば）・・・・012

# 一時保育事業について

保護者の傷病などにより一時的に家庭での保育が困難となることや、保護者がリフレッシュしたいときなど、育児などに伴う負担を解消するため、お子さまを一時的に保育する事業です。

各種申請及び問い合わせ先は、利用する施設となります。市役所では受け付けていませんので、ご注意ください。

## 1. 利用できるお子さま

以下の全ての項目に該当する必要があります。

- ① 白井市在住である
- ② 満6か月から就学前までである
- ③ 保育所等（保育所、認定こども園（1号認定を除く）、地域型保育）を利用していない

## 2. 利用できる理由と限度日数

利用できる月ごとに、お子さま一人につき15日を限度として利用できます。

複数の理由や施設を利用することができますが、その場合についても、合算して15日が限度となります。

非定型的保育を理由に利用したい場合は、継続的に家庭保育が困難であることを証する書類（▶04 ページ参照）を提出する必要があります。

なお、非定型的保育を利用したい場合で、15日を超えて利用する必要がある場合は、事前面談の際にお申し出ください。

種類	対象のお子さま
非定型的保育	保護者の就労、職業訓練、就学等により継続的に家庭保育が困難となるお子さま
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により、家庭保育が困難となるお子さま
私的事由保育	保護者の育児等に伴う心理的及び肉体的負担の解消その他の私的事由により、一時的に保育が必要となるお子さま

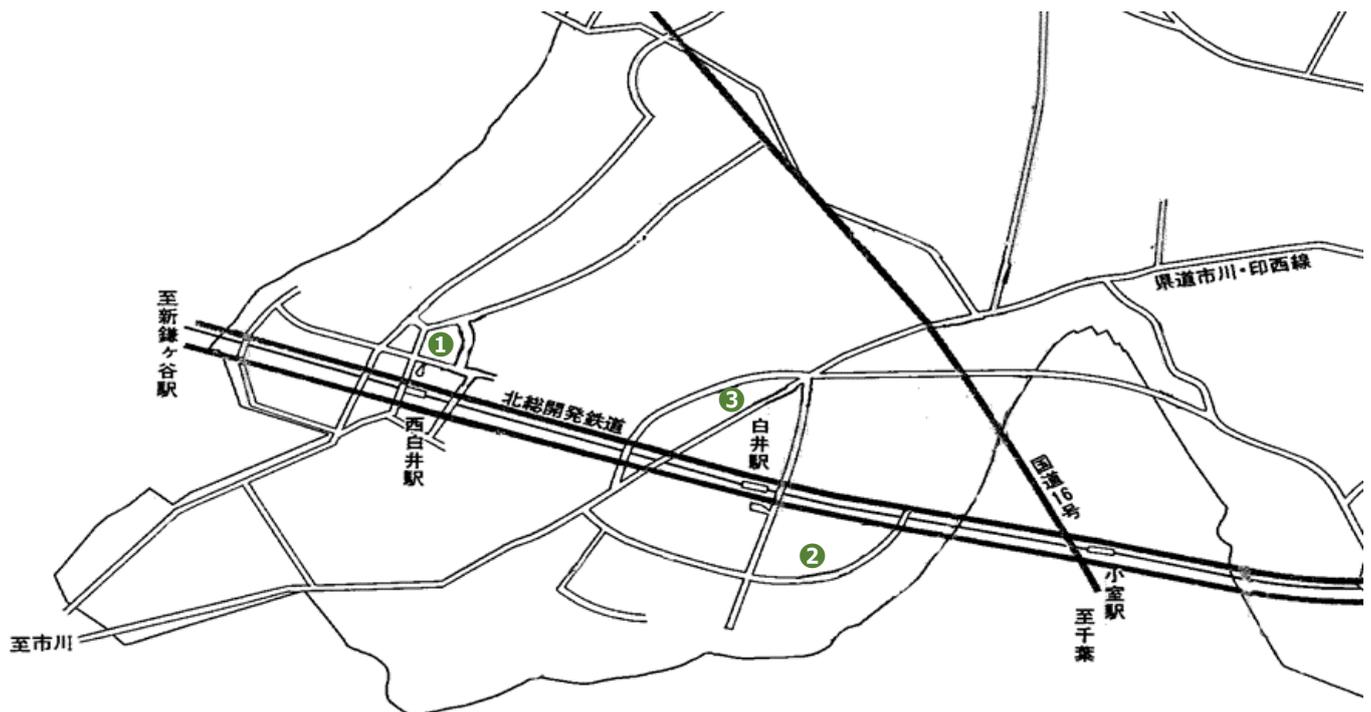
### 3. 施設一覧

No.	施設名	所在地	開所時間			定員	
		電話番号 市外局番 (047)					
①	清水口保育園 (キッズ)	清水口 2-8-1	平日	8:30	～	16:30	1日あたり おおむね 10人
		491-8082	土曜日 (非定型・緊急のみ)	8:30	～	12:30	
②	南山保育園 (くれよん)	南山 1-7-1	平日	8:30	～	16:30	
		491-1413					
③	複合型子育て支援施設 ※送迎ステーション・ひなた保育園ふおるてしらい併設	根 476-1	平日 (水曜日を除く)	10:00	～	13:30	
		404-3290	水曜日	10:00	～	12:00	

※ 清水口保育園 (キッズ) には、自園駐車場がありません。

※ 複合型子育て支援施設は、幼稚園の都合により利用できない場合があります。

### 4. 施設の所在地



# 申請について

事前面談及び利用の申請は、原則、予約システム（市公式 LINE）から行います。

予約システムを使用しない場合は、全て書面での手続きが必要です。電話、郵便及びメール等での予約はできません。手続き方法等については、各施設にお問い合わせください。

## 1. 事前面談から利用までの流れ

主な流れ	申込期間など		手続き方法など	
	非定型	緊急・私的		
準備	市公式LINE 友だち登録		市公式LINEアカウントを友だち登録します。 アカウント名：白井市 ID：@shiroi_city	
	事前登録		お子さまの名前や生年月日、保護者の情報などを入力します。	
	事前面談の 申込み	利用月を基準に 2か月前の1日から 面談日の2週間前まで	利用月を基準に 1か月前の1日から 面談日の2週間前まで	施設を初めて利用する場合は、事前に面談する必要があります。 事前面談を受けたい「施設」「日付」「時間」を選択します。
	必要書類の準備		一時保育を初めて利用する場合は、必要書類を提出する必要があります。 既に利用している施設がある場合は、改めて提出する必要はありません。 (▶04・06ページ参照)	
事前面談	事前面談の実施	初回利用日の 1～2週間前の期間	初回利用日の 1～2週間前の期間	必要書類を全て持ち、お子さまと一緒に利用施設を訪問します。 利用施設での面談完了後、利用予約の入力画面に進むことができます。
利用申込	利用の申込み	利用月を基準に 2か月前の1～10日まで	利用月を基準に 1か月前の1～10日まで	利用したい「施設」「理由」「日付」「利用時間」「給食の要否」を選択します。 利用時間などが同じ形態である場合は、別日についても同時に選択できます。 利用形態が異なる場合は、別途選択する必要があります。
	利用の決定	利用月を基準に 2か月前の20日頃	利用月を基準に 1か月前の20日頃	申込者の保育の必要性の程度や理由などを踏まえ、施設が利用調整します。 利用調整の結果は、予約システムから通知します。
利用	利用			保育に必要なものを持ち、お子さまと一緒に利用施設を訪問します。 (▶10ページ参照)
随時申込	利用の申込み 利用の決定	利用月を基準に 1か月前の20日から 利用日の2日前まで	利用月を基準に 1か月前の20日から 利用日の2日前まで	通常の申込期間を過ぎた場合も、随時、申込みを受け付けます。

※ 事前面談または利用の予約を取り消す場合、予定日の2日前までは予約システムで取り消してください。以降は、電話にてご連絡ください。

※ 随時申込の期間を過ぎた場合で、緊急に利用する必要がある場合は、電話にてご相談ください。

## 2. 必要書類

事前面談の際、以下の書類を持参する必要があります。

各種様式は、白井市ホームページからダウンロードまたは各施設で取得できます。

対象	必要書類
全員	<input type="checkbox"/> 【指定様式】児童調査票 <input type="checkbox"/> 【指定様式】家庭状況調査票兼災害時引き渡し票
非定型的保育を理由に利用したい場合	<input type="checkbox"/> 継続的に家庭保育が困難であることを証する書類 (▶04 ページ参照)
生活保護法による被保護世帯	<input type="checkbox"/> 受給者証の写し

※ 継続的に家庭保育が困難であることを証する書類の提出は、証明日を基準として年度内に一回とします。但し、勤務時間など変更が生じた場合は、速やかに提出する必要があります。

※ 予約システム（LINE）を使用しない場合は、別途必要となる書類があります。利用施設にお問い合わせください。

白井市ホームページ



URL : <https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kenko/hoikuka/gyoumuannnai/jik006/jik010/1421159806883.html>

## 3. 継続的に家庭保育が困難であることを証する書類の例

非定型的保育を理由に利用したい場合は、継続的に家庭保育が困難であることを証する書類を提出する必要があります。

断続的に家庭保育が困難である事由	必要書類（例）
① 就労	以下の書類いずれか <input type="checkbox"/> シフト表 <input type="checkbox"/> 雇用契約書 <input type="checkbox"/> 勤務条件通知書 <input type="checkbox"/> 就労証明書
② 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 時間割の写し

## 4. 身分事項などに変更がある場合の手続きについて

住所や連絡先、家族構成等、身分事項に変更が生じた場合は、お申し出ください。

# 費用について

事業を利用する都度、費用を納付する必要があります。

## 1. 費用

年齢	1 時間当たりの料金	昼食代
1 歳未満児	500 円	300 円
1 歳児及び 2 歳児	400 円	
3 歳以上児	300 円	

- ※ 年齢は、利用する日の属する月の初日における年齢です。
- ※ 保育時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数を切り上げ、1 時間とします。
- ※ 同じ世帯に属する 2 人以上のお子さまが同一の日において同一の施設を利用する場合の 1 時間当たりの料金（最年長者のお子さまに係るものは除く。）は、この表に掲げる額の半額とします。
- ※ 生活保護法による被保護世帯は、昼食代以外は無料とします。
- ※ 利用したお迎えの際に、お支払いください。

## 2. 費用の納入について

利用日当日のお迎えの際に納入となります。昼食代を含む一日分の料金を、釣銭のないようご用意ください。なお、清水口保育園と南山保育園では、キャッシュレス決済を導入しています。

### 利用可能なキャッシュレス決済の種類

- クレジットカード Visa/Master/JCB/AMERICAN EXPRESS/Diners Club
- 電子マネー 交通系/WAON/nanaco/楽天 Edy/QUICPay
- QR 決済 PayPay/au PAY/d 払い/J-Coin Pay/メルペイ/楽天ペイ/Alipay+/WeChat Pay

### 注意事項

- 現金とキャッシュレス決済との併用はできません。
- キャッシュレス決済の場合、領収書の発行はできません。
- 領収書が必要な方は現金でお支払いください。なお、レシートについては全員に発行されます。
- クレジットカードは一括払いのみとなります。
- 窓口での電子マネーのチャージ、返金はできません。
- nanaco ポイントや楽天ポイントなど、ポイント払いでの決済はできません。

# 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より、保育の必要性の認定を受ける3～5歳（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）のお子さまと、保育の必要性の認定を受ける住民税非課税世帯の0～2歳（満3歳になった後の3月31日まで）費用の無償化が開始しました。

## 1. 必要書類

無償化の対象となるには、利用するより前に、以下の必要書類を初回利用の施設を通して市に提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

なお、必要書類については、個人情報保護のため、封入・封緘してご提出ください。

（▶ご案内「幼児教育・保育の無償化に係る手続き等について」参照）

認定区分・対象	上限額（月額）	必要書類
新2号認定 保育の必要性の認定を受ける3～5歳児	月額3.7万円まで	<input type="checkbox"/> 白井市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由を証する書類（▶06ページ参照） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認資料の写し（▶08ページ参照）
新3号認定 保育の必要性の認定を受ける 住民税非課税世帯の0～2歳児	月額4.2万円まで	<input type="checkbox"/> 白井市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 <input type="checkbox"/> お子さまや世帯の状況により必要となる書類（▶07ページ参照） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認資料の写し（▶08ページ参照）

※ 費用は一度保護者が負担し、後日払い戻します。請求方法については、4～9月利用分は9月末、10～3月利用分は3月末頃に、利用施設を通してお知らせする予定です。

## 2. 保育を必要とする事由を証する書類

保育の必要性の認定の要件については、認可保育所の利用と同等の要件となります。

保育を必要とする事由	認定の有効期間	必要書類
① 就労（月64時間以上の勤務）	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> 【指定様式】就労証明書 （シフト勤務の場合は直近一ヶ月のシフト表を添付） <input type="checkbox"/> 自営業の場合は以下の書類を就労証明書に添付 （既に自営業を開始している場合）開業届等または確定申告書の写し等 （これから自営業を開始する場合）開業届等の写し
② 妊娠、出産	<input type="checkbox"/> 出産月を基準に前2か月の月初から（多胎妊娠の場合は前4か月）と、出産日から数えて57日目が属する月の末日まで	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載のページ）
③ 保護者の疾病、障がい	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	以下の書類いずれか <input type="checkbox"/> 医師の診断書 市所定の様式「医師の診断書（疾病用）」をご使用ください。 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し、自立支援受給者証の写しなど 障がいを事由とする場合で、身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B-1の方は医師の診断書は必要ありません。障害者手帳の内容により事由にあたらぬ場合もありますので、お問い合わせください。
④ 在宅または長期入院等して	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> 医師の診断書

いる親族の介護・看護（月64時間以上の保育の必要性）		<p>※ 市所定の様式「医師の診断書（介護・看護用）」をご使用ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写しなど</p> <p><input type="checkbox"/> ご家族の状況についての申立書</p> <p>※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「お子さまの氏名」「お子さまの生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「介護・看護に従事している1日の時間及び1か月あたりの日数」をご記載ください。</p>
⑤ 災害復旧	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<p><input type="checkbox"/> 罹災証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 災害状況についての申立書</p> <p>※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者の氏名」「お子さまの氏名」「お子さまの生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「期間」をご記載ください。</p>
⑥ 求職活動（起業準備や申込月の就労先が不明な方、転職を考えている方を含む）	<input type="checkbox"/> 60日	<input type="checkbox"/> 必要書類はありません
⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む、月64時間以上の就学での保育必要量）	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> 在学証明書、時間割の写し（両方の提出が必要です）
⑧ 虐待やDVのおそれがある	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> お問い合わせください
⑨ 育児休業取得中に、保育が必要である	<input type="checkbox"/> 育児休業に係るお子さまの1歳の誕生日前日まで	<input type="checkbox"/> 【指定様式】就労証明書（育児休業期間の記載必須）
⑩ 上記以外の場合	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> お問い合わせください

### 3. お子さまや世帯の状況により必要となる書類

該当する項目が複数ある場合は、必要書類を全て提出する必要があります。

お子さまや世帯の状況により必要となる書類	必要書類
ひとり親世帯 (パートナーと同居の場合はひとり親とみなしません)	<p>以下の書類いずれか</p> <p><input type="checkbox"/> 申込保護者の戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 呼び出し状・事件係属証明書</p> <p>※ 離婚調停中の別居の場合のみ</p>
令和6年9月から令和7年8月利用希望で、令和6年1月1日に白井市に住民登録がない	<p><input type="checkbox"/> 父母の令和6年度住民税非課税証明書</p> <p>※ 所得割額と所得控除の合計額が記載のもの</p> <p>※ マイナンバー確認資料を提出した場合は不要</p>
令和7年9月から令和8年8月利用希望で、令和7年1月1日に白井市に住民登録がない	<p><input type="checkbox"/> 父母の令和7年度住民税非課税証明書</p> <p>※ 所得割額と所得控除の合計額が記載のもの</p> <p>※ マイナンバー確認資料を提出した場合は不要</p>

## 4. マイナンバー確認資料

マイナンバー確認・身元確認は、申込保護者 1 名です。

対象	必要書類				
マイナンバーカードをお持ちの場合	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの写し（両面）				
マイナンバーカードをお持ちでない場合	<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類の写し 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し <input type="checkbox"/> 身元確認書類の写し <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1点確認</td> <td>運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</td> </tr> <tr> <td>2点確認</td> <td>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</td> </tr> </table>	1点確認	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書	2点確認	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
1点確認	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書				
2点確認	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書				

## 5. 保育を必要とする事由に変更がある場合の手続きについて

保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、以下のとおり手続きをする必要があります。

変更内容	提出書類		
	変更届出書 第 13 号様式	就労証明書	その他必要書類
住所変更（転居）	○		
保護者の連絡先	○		
保護者またはお子さまの氏名	○		
家族構成	保護者の婚姻 （未婚の同居を含む）	○ （相手方）	
	保護者の離婚 （離婚調停中の別居を含む）	○	離婚届受理証明書または戸籍謄本
	上記以外	○	
税額の変更	○		0～2 歳児のみ※ <sup>1</sup>
就労（就職、転職、勤務時間の変更など）	○	○	自営業を開始する場合は開業届等の写し
妊娠、出産	出産予定日がわかったとき	○	母子健康手帳の表紙及び 出産予定日記載ページの写し
	出産後		母子健康手帳の出生届出
育児休業	取得	○	就労証明書は育児休業期間の記載必須
	延長	○	就労証明書は育児休業期間の記載必須
	復帰	○	就労証明書は 育児休業期間及び復職年月日の記載必須
保護者の疾病、障がい	○		医師の診断書（所定様式）※ <sup>2</sup> または障害者手帳の写し※ <sup>3</sup>
同居または長期入院等としている親族の介護・看護	○		医師の診断書（所定様式）※ <sup>4</sup> ご家族の状況についての申立書※ <sup>5</sup>

災害復旧			罹災証明 災害状況についての申立書※6
求職活動（起業準備を含む）※7			
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）			在学証明書 時間割の写し

※ 変更の適用日は、事実発生日または変更届出書提出日のいずれか遅い方の日とします。

- ※1 市民税課税世帯から市民税非課税世帯となる場合、または市民税非課税世帯から市民税課税世帯となる場合のみご提出ください。
- ※2 診断書には、市所定の様式「医師の診断書（疾病用）」をご使用ください。
- ※3 障害者手帳の内容により事由にあたらぬ場合もありますので、お問い合わせください。
- ※4 診断書には、市所定の様式「医師の診断書（介護・看護用）」をご使用ください。
- ※5 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者の氏名」「お子さまの氏名」「お子さまの生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」をご記載ください。
- ※6 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者の氏名」「お子さまの氏名」「お子さまの生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」をご記載ください。
- ※7 求職活動での利用は 60 日です。

## 6. 現況届

年に一度、保育を必要とする事由を満たしているか、現況届により確認します。提出方法については、利用施設を通してお知らせする予定です。

# 施設からのお知らせ

## 1. 用意するもの

利用する当日は、年齢や利用時間帯に合わせ、以下のものを持参する必要があります。

必ず、全ての持ち物に記名してください。

年齢	清水口・南山	複合型子育て支援施設
0～2歳	<input type="checkbox"/> 食事用品（食用エプロン、おしぼり、コップまたはマグ） <input type="checkbox"/> ベビー用マグなど水分補給できるもの <input type="checkbox"/> 着替え一式2組程度 <input type="checkbox"/> ビニール袋（汚れもの入れ） <input type="checkbox"/> ループタオル <input type="checkbox"/> おむつ5組程度・おしり拭き <input type="checkbox"/> 昼寝用品 （大判タオル（シーツ用）、バスタオル上掛けなど） <input type="checkbox"/> 弁当（持参する場合は下記「弁当について」を参照） <input type="checkbox"/> 粉ミルク（1回ごとに分け、量を記入する） <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 飲む見込みの本数 <input type="checkbox"/> 7～9月中旬頃は、浴用のフェイスタオル1枚	<input type="checkbox"/> 食事用品（食用エプロン1枚） <input type="checkbox"/> 弁当（持参する場合は下記「弁当について」を参照） <input type="checkbox"/> ベビー用マグなど水分補給できるもの <input type="checkbox"/> 着替え一式2組 <input type="checkbox"/> ビニール袋（汚れもの入れ） <input type="checkbox"/> おむつ3組以上 <input type="checkbox"/> 昼寝用品（バスタオル上掛け、長座布団など） <input type="checkbox"/> 帽子
3～5歳	<input type="checkbox"/> 食事用品（コップ、おしぼり） <input type="checkbox"/> 着替え一式2組（洋服上下、下着、パンツ、靴下） <input type="checkbox"/> ビニール袋（汚れもの入れ） <input type="checkbox"/> ループタオル <input type="checkbox"/> 昼寝用品 （大判タオル（シーツ用）、バスタオル上掛けなど） <input type="checkbox"/> 弁当（持参する場合は下記「弁当について」を参照） <input type="checkbox"/> 7～9月中旬頃は、浴用のフェイスタオル1枚	<input type="checkbox"/> 食事用品（食用エプロン1枚） <input type="checkbox"/> 弁当（持参する場合は下記「弁当について」を参照） <input type="checkbox"/> 水筒（お子さまが扱えるもの、中身は水かお茶） <input type="checkbox"/> 着替え一式1組（洋服上下、下着、パンツ、靴下） <input type="checkbox"/> ビニール袋（汚れもの入れ） <input type="checkbox"/> 帽子

※ 使用済みのオムツは、施設で処分します。

## 2. 弁当について（持参する場合）

食物アレルギーがあるお子さま、土曜日に清水口をご利用のお子さまなど、弁当を持参する場合は以下についてご確認ください。

弁当	<input type="checkbox"/> ご家庭で食べたことがあるものをご用意ください <input type="checkbox"/> お子さまの発達に合わせた食材を使用してください <input type="checkbox"/> 当日の朝、加熱調理したものをご用意ください <input type="checkbox"/> おかずや果物は食べやすいように小さめに切ったものをご用意ください <input type="checkbox"/> 果物は弁当と別容器に入れてください <input type="checkbox"/> ミントマツ・ぶどう・うずらの卵など球状のものは、1/4（大きさにより1/2）に切ってください（誤飲防止） <input type="checkbox"/> キャンディチーズは入れないでください（誤飲防止） <input type="checkbox"/> ピックは使用しないでください（危険防止） <input type="checkbox"/> 気温が高いときは、保冷剤を入れてください（食中毒予防） <input type="checkbox"/> 弁当・コップ・スプーン・フォークなど、まとめて袋に入れてご持参ください
----	---

離乳食	<input type="checkbox"/> 市販のものをご用意ください（お湯を注いだり、電子レンジ等での加熱はできません） <input type="checkbox"/> 箱（パック）ごとにご持参ください <input type="checkbox"/> ご家庭で使用しているスプーンをご用意ください <input type="checkbox"/> 持ち帰り用の袋をご用意ください
おやつ	<input type="checkbox"/> 煎餅やクッキーなど、干菓子をご用意ください <input type="checkbox"/> 個包装のものは全て袋から出し、食べられる量をタッパーに入れてをご用意ください <input type="checkbox"/> チョコレートやチョコレートが入っているお菓子は、ご遠慮ください

### 3. 服装について

服装については、汚れてもよいものをご用意ください。

お子さまがご自身で着脱しやすいもの、保育士が着脱させやすいものをご用意ください。

安全面等から、スパンコール、ビーズのついているもの、吊りの衣服、後ろボタンのもの、裾が長いチュニックなど、フード付きのものを身に着けての利用はご遠慮ください。

# 地域の子育て支援

市内に住む子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実します。

## 1. ファミリー・サポート・センター

子育て中の家庭への支援として、市内で、育児の手助けが出来る方と育児の手助けを必要とする方を対象とした会員組織です。会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さまをもつ家庭を支援します。(▶ファミリー・サポート・センターリーフレット参照)

### 利用会員

市内在住・在勤で生後6か月から小学6年生までの子育てをしている方

### 利用料金

1時間当たり700円から(曜日や時間帯によって異なります)

### お問い合わせ・事前登録

平日9時00分から17時00分まで

ファミリー・サポート・センター(保健福祉センター3F 健康子ども部 子育て支援課内)

電話番号 047-491-8277

## 2. 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター・つどいのひろば)

保育所等の「子育て機能」を、園の利用者だけではなく地域の家庭にも役立てていただき、ゆとりある子育てを支援するものです。他の親子との交流をはじめ、子育てに関する悩み相談や情報交換、親子で参加できる催しなど幅広い活動を行います。そのほか、保育コンシェルジュや子育てコーディネーターが定期的に訪問するなど、ニーズに合った育児情報を受け取ることができます。

子育て家庭のほか、妊婦さんもご活用いただけます。(▶地域子育て支援拠点事業リーフレット参照)

### 利用対象

子育て家庭の保護者とそのお子さま(主として概ね3歳未満の児童及び保護者)

妊婦さんとそのご家族

### 施設一覧

名称	所在地 電話番号	開設日時	駐車場	駐輪場
清水口保育園 スマイル	清水口2-8-1 047-491-8201	月～土曜日(土曜日は第2・第4の午前のみ開設) 9:00～12:00/13:30～15:30	なし	なし
南山保育園 ふれんど	南山1-7-1 047-491-1131	月～土曜日(土曜日は第1・第3の午前のみ開設) 9:00～12:00/13:30～15:30	あり	あり
はなぶさ保育園 ドリーム☆ポケット	大山口2-2-4 047-497-7872	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	なし	あり
白井ふじこども園 いづみ	富士239-1 070-1431-4339	月・水・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり
こざくら保育園 こざくらキッズ	根1832-1 047-401-8383	月・水・金曜日 9:30～12:00/13:00～15:30	あり	あり
ひまわりこども園 ひまわりルーム	折立618-10 047-491-8384	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり

